

大和市郷土民家園指定管理者候補者審査に係る評価項目

選定基準	審査基準			配点
	項目	視点	求める水準	
1 利用者の平等利用を確保することができるものであるか	(1)	利用条件の考え方	利用条件の考え方が妥当なものか。	6
	(2)	苦情処理体制	苦情処理体制が確立されているか。	
2 サービスの向上が図れるものであるか	(1)	事業計画全体の企画内容	事業計画全体の企画内容が標準(直営)を上回っているか。	22
	(2)	自主事業の企画内容	自主事業の企画内容が標準(直営)を上回っているか。	
	(3)	職員の配置・確保策	職員の配置・確保策が十分か。	
	(4)	職員の継続雇用	現在雇用されている職員の継続雇用に対する配慮が十分か。	
	(5)	職員の教育・研修	職員の教育・研修が行われるか。	
	(6)	セルフモニタリング	セルフモニタリングによるサービスの維持向上の取組みが行われるか。	
3 民家園の効用を最大限に発揮させることができるものであるか	(1)	施設の特性を活かした事業計画	施設の特性を活かした事業計画となっているか。	10
	(2)	施設の利用促進・サービスの向上	施設の利用促進とサービス向上に向けた取組みがなされているか。	
4 民家園の適切な維持管理を図ることができるものであるか	(1)	古民家の保全	古民家の保全に関する取組みは十分か。	15
	(2)	施設の保全	施設の保全に関する取組みは十分か。	
	(3)	緊急時の対策	緊急時の対策が講じられているか。	

	(4)	防犯防災対策	防犯防災対策が講じられているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯・防災対策が記載されたリスクマネジメントマニュアルに基づいた適切な措置が講じられること。 ・関係各所に対する速やかな通報体制が確立されていること。 	
	(5)	事故防止対策	事故防止策が講じられているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な設備の点検や事業時の安全監視体制の構築等、事故防止のための適切な対策が講じられていること。 	
5 管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	(1)	必要な項目の計上	必要な項目がすべて計上されているか。	管理運営に必要な経費がすべて計上されていること。	15
	(2)	経費縮減に対する方針	算出根拠に明確性・妥当性があるか。 上限額に対し経費が縮減されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・算出根拠が明確・妥当であること。 ・業務効率化の工夫が見られること。 ・各年度の予算上限額に対し経費の縮減が図られていること。 	
6 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであるか	(1)	事業理念及び経営方針	事業理念及び経営方針が指定管理者として適しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な事業理念・経営方針があること。 ・それに基づいた具体的な事業が展開されていること。 	12
	(2)	経営状況	指定管理者として安定した管理運営を行える経営状況となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・過去2年間の収支が明確であること。 ・法人税等の滞納が無いこと。また法人税等の納税額、基本財産の管理状況、借り入れ内容などから安定した管理運営体制と判断できること。 	
	(3)	I S O等の品質・環境に関する規格	I S O等の品質・環境に関する規格の取得、又は規格に準じたシステムの確立がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・I S O等の規格が取得されているか、又は規格に準じた品質管理及び環境マネジメントシステムが確立されていること。 	
	(4)	関連施設の受注・経営実績	民家園類似施設の受注・経営実績があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・古民家施設、博物館施設、又はそれらに類似する施設の受注・経営実績があること。 	
7 市民の意見が反映される管理運営を行うことができるものであるか	(1)	利用者要望・意見への対応策	利用者要望・意見への対応策が確立されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者要望・意見への対応策が確立されていること。 ・アイデアを取入れる柔軟性があること。 	6
	(2)	地域との連携対応	地域との連携対応が図られているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業やボランティア活動を通して地域との連携・交流が図られていること。 	
8 個人情報保護及び情報公開に対する措置が図られるか	(1)	個人情報の保護措置及び開示請求への対応措置	個人情報の保護措置及び開示請求への対応措置が市の個人情報保護条例に則っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護措置及び開示請求への対応措置が本市の個人情報保護条例に則っていること。 ・個人情報保護体制が確立されていること。 	9
	(2)	情報公開請求への対応措置	情報公開請求への対応措置が市の情報公開条例に則っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開請求への対応措置が本市の情報公開条例に則っていること。 ・情報管理体制が確立され、施設運営の透明性が確保されていること。 	
	(3)	文書管理	文書管理に必要な事項が定められているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他文書管理に関する必要な事項が定められていること。 	
9 その他必要な事項	(1)	文化財保護制度の理解と熱意ある提案	文化財保護制度の理解と熱意ある提案がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護制度を理解し、市の文化財保護を推進していく独創性、意欲、熱意に富んだ具体的な提案があること。 	5

評価点	／100
-----	------